

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十三年十一月十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ笠岡店

所在地 笠岡市入江字将棊角五六番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 三井住友銀リース株式会社

住所 大阪市中央区南船場三丁目一〇番一九号

代表者の氏名 代表取締役 吉田 博一

(2) 名称 板谷工業株式会社

住所 倉敷市沖七五番地の一

代表者の氏名 代表取締役 板谷 孝夫

(3) 名称 株式会社宮脇書店

住所 高松市丸亀町四番地の八

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 富子

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時十五分まで

(変更後)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時十五分まで

4 変更年月日

平成十三年十一月二十一日

二 届出年月日

平成十三年十一月八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十三年十一月十六日から平成十四年三月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部商工企画課及び井笠地方振興局総務振興部総務振興課